

「障害の有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい山口県づくり条例（仮称）」
（素案）に対し、提出された意見とそれに対する県の考え方について

- 1 意見の募集期間 令和4年6月24日（金）から令和4年7月25日（月）まで
- 2 意見の件数 9人 51件
- 3 意見の内容と県の考え方

【条例制定の基本的な考え方に関するもの】 5件

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>当条例について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例作成理由 ・ 条例作成経緯 <p>の明示が必要と考えます。 前述内容明示願います。 前述内容明示の上で再度意見募集実施願います。</p> <p>再度意見募集できない場合はその理由を明示願います。</p> <p>「意見募集に関する条例等の定めにより」と言うのは、過去の県の行政対応（内規を無視して期限を延長）からして回答となりえません。</p> <p>条例に関するパブリックコメント/意見募集の際には、過去にも「条例作成理由、条例作成経緯の明示が必要」と意見したと記憶しております。</p> <p>今回のパブリックコメント/意見募集で、「条例作成理由、条例作成経緯の明示」がなかった理由を明示願います。</p>	<p>条例制定理由については、パブリック・コメント実施の際に公表したとおりです。</p> <p>また、条例制定の経緯については、障害者支援課のホームページにおいて「山口県障害者差別解消条例検討委員会」資料に掲載しています。</p> <p>なお、本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、条例作成過程の中で決定しており、再度の意見募集の実施等の予定はありません。</p>
2	<p>「お寄せいただいたご意見は、十分に検討し、参考とさせていただくとともに、ご意見に対する県の考え方を、ご意見を踏まえて決定した条例の内容とともに公表します。」との事ですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の条例決定の工程が不明 ・ 条例制定が前提のような記述（県民意見によっては「条例は不要（国の法制度で対応可能等）」となるかもしれない）であり、県民意見募集として不適切と思 	<p>条例制定スケジュールについては、障害者支援課のホームページにおいて「山口県障害者差別解消条例検討委員会」資料に掲載しています。</p> <p>なお、本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、条例作成過程の中で決定しており、再度の意見募集の実施等の予定はありません。</p>

	<p>ます。</p> <p>まず今後の条例決定の工程を明示願います。</p> <p>前述内容明示の上、再度県民意見募集実施願います。</p> <p>再度意見募集できない場合はその理由を明示願います。</p> <p>「意見募集に関する条例等の定めにより」と言うのは、過去の県の行政対応（内規を無視して期限を延長）からして回答となりえません。</p>	
3	<p>「障害」に関してはすでに国管轄の法整備がなされているはずです。</p> <p>その上で県で別途県で条例を作成する意図/理由を明示願います。</p> <p>前述内容明示の上、再度県民意見募集実施願います。</p> <p>再度意見募集できない場合はその理由を明示願います。</p> <p>「意見募集に関する条例等の定めにより」と言うのは、過去の県の行政対応（内規を無視して期限を延長）からして回答となりえません。</p>	<p>障害者差別解消法の制定に際しては、「地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではない」旨の附帯決議がされています。</p> <p>本県では、法改正により事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことなどにより、障害を理由とする差別の解消の取組を一層推進していく必要があると考え、本条例を制定することとしました。</p> <p>なお、本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、再度の意見募集の実施等の予定はありません。</p>
4	<p>多数の条文不備不足があり、再度条文検討・再作成・再度意見募集実施が適切と考えます。</p>	<p>条例の作成に当たっては、条例検討委員会での議論やパブリック・コメントでお寄せいただいたご意見を参考とさせていただき、必要な検討を行いました。</p> <p>なお、本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、再度の意見募集の実施等の予定はありません。</p>
5	<p>障害者権利条約、また障害者差別解消法の見直しが進められている今日、山口県独自の条例づくりは大変重要且つ、共生社会の実現に向けた県のご尽力には感謝しております。</p> <p>しかしながら、障害のある人にとってハード面、ソフト面の差別や偏見は多くあり、ま</p>	<p>前文に記載しているとおり、今なお、障害を理由とする差別のために暮らしにくさを感じている障害者や、外見からは分かりにくい障害や障害者手帳等の交付には至らない障害のために困難を抱えている障害者も少なくないという課題があること、また、障害者差別</p>

<p>た山口県という地域性ならではの閉鎖的な偏見は多く存在していると感じています。</p> <p>今回の条例案を拝見して、このような課題に対してあまりにも条例として内容が薄いと思います。何をもとにしての条例なのか？目的や定義、また差別など具体的に記載し、それに対しての解決策(合理的配慮や相談体制など)を明確化するべきではないかと考えます。</p> <p>同時に、県内の福祉事業者、各団体、当事者などからの聞き取りや意見交換を丁寧に進めていただきたいです。</p> <p>「誰もが暮らしやすい山口県づくり条例」をきっかけに、障害有無にかかわらず暮らしやすい山口県になるための制定になるよう心から願います。</p>	<p>解消法の改正を契機に障害を理由とする差別の解消の取組を一層推進していく必要があることから、本条例は、障害を理由とする差別の禁止や差別解消のための体制等を定めるものとしています。</p> <p>なお、本条例の策定に際しては、障害者団体や事業者団体等で構成する条例検討委員会を設置し、各関係委員からいただいたご意見や本パブリック・コメントで県民や団体の皆様からお寄せいただいたご意見を参考にしながら策定作業を進めました。</p>
--	---

【「前文」に関するもの】 6件

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
6	<p>条例策定にいたるそもそもの経緯として、障害者権利条約の採択と批准について言及すべきと考えます。障害のある人は守られるべき「保護の対象」ではなく、「権利の主体者」であることを宣言し、障害者の人権と基本的自由の享有の確保は締約国の責務であることを定めた同条約の意義と、日本政府はこれを批准したことを説明すべきです。加えてこの条約では、障害者が直面する問題の原因は社会のしくみや社会環境(=社会的障壁)にあり、障害のある人が平等な権利を守られるようにするには、社会のあり方を変えていく必要があるという「障害の社会モデル」の考え方を基底に置いています。このことも前文において示すべきと考えます。</p>	<p>ご意見や条例検討委員会での議論を参考に、前文に障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、「障害の社会モデル」への理解を深める必要性について記載しています。</p>
7	<p>「○ しかしながら、今なお、障害や障害のある人への誤解や偏見、理解の不足等により、障害のある人が、障害を理由とする不当</p>	<p>ご意見を参考に、前文において、障害者が、合理的配慮を受けることができず、暮らしにくさを感じている状況があることについて</p>

	<p>な差別的取扱い等を受け、暮らしにくさを感じている状況。」について、「合理的配慮の不提供」を付け加えるなどして、「（前略）不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を受け、日常生活、又は社会生活において暮らしにくさを感じている状況である。」とすべきである。</p>	<p>て記載しています。</p>
8	<p>「○ しかしながら、今なお、障害や障害のある人への誤解や偏見、理解の不足等により、障害のある人が、障害を理由とする不当な差別的取扱い等を受け、暮らしにくさを感じている状況。」について、「…を受け、暮らしにくさを感じている状況」なのでしょうか。</p> <p>「暮らしにくさ」では済まない状況かもしれません。</p> <p>「…を受けている状況」とすべきです。</p>	<p>全ての障害者が障害を理由とする差別を受けているとは断定できないと考えるため、原案のままとしています。</p>
9	<p>「○ さらに、東京2020パラリンピック競技大会では、パラアスリートが自らの障害と向き合いながらひたむきに挑戦する姿が、私たちに大きな夢と感動、勇気を与えてくれた。」「○ この大会を契機として生まれた、障害や障害のある人に対する関心と共生の意識の高まりを持続させ、ともに支え合う共生社会の実現に向けた取組をこれまで以上に推進する必要がある。」について、開催自体に賛否があった、開催以前以後に問題山積、開催時期の世界状況から「見る気もない」と公言する方もいた、又直近「金まみれの祭典」の一端があらわになった「祭典」のごくごく一部を切り取って今後条例抹消まで文面に残すのは不適切ですし、当該文面は当条例に必須と思えません。</p> <p>当文面削除すべきと考えます(当文面残った場合は、県行政上の問題であり訴訟案件となると思われます)。</p> <p>当該文面を残すというのであれば、その具体的理由を条約前文内に明示願います。</p>	<p>障害者差別解消法の改正により、障害を理由とする差別の解消を一層推進していくとともに、東京パラリンピック競技大会の開催を契機として生まれた障害や障害のある人に対する関心、共生意識の高まりを持続させていくことは重要であると考えています。</p>

	<p>其の上で、再度県民意見募集実施願います。</p> <p>再度意見募集できない場合はその理由を明示願います。</p> <p>「意見募集に関する条例等の定めにより」と言うのは、過去の県の行政対応（内規を無視して期限を延長）からして回答となりえません。</p>	
10	<p>「○ さらに、東京 2020 パラリンピック競技大会では、パラアスリートが自らの障害と向き合いながらひたむきに挑戦する姿が、私たちに大きな夢と感動、勇気を与えてくれた。」</p> <p>「○ この大会を契機として生まれた、障害や障害のある人に対する関心と共生の意識の高まりを持続させ、ともに支え合う共生社会の実現に向けた取組をこれまで以上に推進する必要がある。」について、障害者は夢や勇気を与える者ではないし、挑戦することが全てではない。またそれに関心や共生意識を高めるとするならば、障害のある人への偏見、差別を助長しかねない。</p> <p>「誰もが暮らしやすい山口県づくり」を作るならこの文章は要らないし、障害有無にかかわらず日々懸命に生きている県民との溝が深まってしまう懸念がある。</p>	<p>障害者差別解消法の改正により、障害を理由とする差別の解消を一層推進していくとともに、東京パラリンピック競技大会の開催を契機として生まれた障害や障害のある人に対する関心、共生意識の高まりを持続させていくことは重要であると考えています。</p>
11	<p>「○ 私たち一人一人が、障害や障害のある人についての理解を深め、障害を理由とする差別の解消に取り組み、県、市町、県民及び事業者が一体となって誰もが生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指すことを決意。」について、「実現を目指す。」で良いと感じます。</p>	<p>県民全体で取り組むことの決意を明確にする記載としています。</p>

【第1章「総則」に関するもの】 12件

<目的について>		
No	意見の内容	意見に対する県の考え方

12	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与。」としているところ、市町村の役割について付け加え、「(前略) 基本理念を定め、県の責務並びに市町村、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに(後略)」とすべきである。</p>	<p>ご指摘の箇所は、「県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに(後略)」とする見直しを行っています。</p> <p>なお、県と市町は対等・協力の関係にあり、それぞれが差別解消施策に取り組むものであることから、本条例においては市町等との連携を規定する内容としています。</p>
13	<p>無意味な表現、重複言い回しがあると感じます。</p> <p>「障害を理由とする差別の解消のため、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与。」</p> <p>で如何なものでしょうか。</p>	<p>ご意見を参考に、目的規定において必要な修正を行っています。</p>
<定義について>		
No	意見の内容	意見に対する県の考え方
14	<p>前文において、『外見からは分かりにくい障害のために周囲の理解が得られず苦しんでいる人や、身体障害者手帳等の交付には至らないものの日常生活や社会生活の中で困難を余儀なくされている人も、少なくない。』とあり、これは社会生活において困り感をもつ県民を広く対象にするものであると理解できます。しかしながら定義において『身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者』と従来と変わらない範囲を示している点に</p>	<p>定義規定における障害者は、心身の機能の障害がある者で、障害及び社会にある様々な障壁(事物、制度、慣行、観念等)が相互に作用して継続的に生活上で相当な制限を受ける状態にあるものをいい、外見からは分かりにくい障害のある人や障害者手帳等の交付に至らない障害のある人も含んでいます。</p> <p>障害者の定義についての理解が進むよう周知に努めてまいります。</p>

	<p>において、矛盾が発生していると考えます。ここで定義される「障害のある人」とは、具体的にどのような基準において判断されるものでしょうか。</p> <p>全体の前提となるものですので、わかりやすくお示しいただきたい。</p>	
15	<p>社会的障壁の意味が薄い。</p> <p>事物、制度、慣行、観念について具体的に記載し、「障害有無にかかわらず社会生活を営むため」の条例として分かりやすく説明するべきだと思う。</p>	<p>心身の機能の障害は、その種類や程度によって様々で、社会的障壁となるものも人それぞれ異なることから、条例で具体的な記載をすることは困難と考えます。</p> <p>社会的障壁の具体例については、これまでも各種研修等を通じた周知を行っているところですが、条例の周知と合わせて一層の理解が進むよう取り組んでまいります。</p>
16	<p>合理的配慮についての説明を加える必要があります。（「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」）</p> <p>素案では定義なしに、第2章で「合理的配慮の提供義務」が出てきます。</p>	<p>合理的配慮について、第2章「障害を理由とする差別の禁止」中の第8条（合理的配慮）の条文において定義しています。</p>
17	<p>差別の一つである「合理的配慮の提供」の追記が必要（障害者差別解消条例の体をなさない）。</p>	<p>合理的配慮について、第2章「障害を理由とする差別の禁止」中の第8条（合理的配慮）の条文において定義しています。</p>
18	<p>定義は国管轄の法整備上の定義があるはずですが、それを踏まえ、それ以上の方々を含んだ定義の設定をお願いします。</p>	<p>本条例は、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、法と相まって共生社会の実現に寄与することを目的に策定しているため、法の考え方に基づき用語を定義しています。</p>
<基本理念について>		
No	意見の内容	意見に対する県の考え方
19	「(3) 共生社会の実現は「障害を理由と	ご意見や条例検討委員会での議論を参考

	<p>する差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることから、全ての県民が、障害及び障害のある人に対する関心と理解を深める必要がある（以下略）」と記載されていますが、差別は私たちの社会が多数派である健常者を標準として、健常者に都合のよいように設計されていることから生じるものであり、社会構造から発生するものであることを言及する必要があります。多数派にとっては今ある社会が「ふつう」で「当たり前」と考えているために、少数派のおかれている困難に理解が及ばないのです。</p>	<p>に、前文において「障害の社会モデル」の考え方への理解を深める必要性について記載しています。</p>
20	<p>以下を項目内容に追記すべき。 「障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上での社会的障壁を除去し、ハード面及びソフト面からユニバーサル化を推進し、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものが使いやすく、心のバリアフリーにつながっていくことを基本理念とする。」</p>	<p>ご意見や条例検討委員会での議論を参考に、前文において「障害の社会モデル」の考え方への理解を深める必要性について記載しています。</p>
21	<p>(1)～(4)の「共生社会の実現は、」を削除し、(4)の冒頭を「前述の基本理念の実現のため、」とした方が良いと感じます。</p>	<p>基本理念は「障害を理由とする差別の解消の推進」に係るものであるとして表記を見直すとともに、条文の構成を見直し、条例素案の(4)の内容を(1)～(3)の基本理念に通底する考え方として総括的に規定しています。</p>
22	<p>共生社会の実現とは？ 共生社会とは何かの意味、内容が薄い。 国連、国が推進している「インクルーシブ教育」「インクルーシブ社会」を含めたという言葉を入れ、意味を明確にした上で、共生社会の実現やインクルーシブな社会に向けて取り組んでいかなければならない。 →例) 障害のある人が十分な支援と環境整備等の配慮を得て、障害のない人と同じように、同じ教室で学ぶ「インクルーシブ教育」</p>	<p>ご意見や条例検討委員会での議論を参考に、前文においてインクルーシブの考え方に基づく取組の推進の必要性について記載しています。</p>

	を実現する。	
<県民及び事業者の役割について>		
No	意見の内容	意見に対する県の考え方
23	<p>「5 市町等との協力・連携」で「市町、県民、事業者」としつつ「6 県民及び事業者の役割」で「県民及び事業者の役割」としているのは不適切と感じます。</p> <p>「県が県内自治体の役割を提示明示するのは不適切」というのであれば「県が県内個人団体の役割を提示明示するのも不適切」なはずです。</p> <p>そもそも「5 市町等との協力・連携」「6 県民及び事業者の役割」の内容は「3 基本理念」に明示済と感じます。</p> <p>文面再考願います。</p>	<p>事業者及び県民については、本条例が障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現を目的としていることを踏まえ、県の実施する施策等への協力に努める責務を規定するとともに、県が施策を策定・実施するに当たっては、国、市町、事業者及び県民と広く連携に努めるものであることを踏まえた規定としています。</p>

【第2章「障害を理由とする差別の禁止」に関するもの】6件

<障害を理由とする差別の禁止について>		
No	意見の内容	意見に対する県の考え方
24	<p>主語が「県及び事業者」となっていますが、県の条例ですので、広く市町まで含める意味で「行政機関等及び事業者」に変更してはどうかと考えます。</p>	<p>市町による障害を理由とする差別については、行政不服審査法や服務規程である各市町の職員対応要領に基づいて市町自ら対応すべきものと考えことから、市町については本条例における障害を理由とする差別の禁止規定の対象とはしないこととしています。</p>
25	<p>「障害を理由とする差別の禁止」については既に国整備の法上定義があるはずですが。</p> <p>法律に則った、あるいは法律上のくくり以上の差別禁止の設定を御願い致します。</p>	<p>本条例においては、障害者差別解消法において規定する差別の禁止規定の実効性を確保するため、法には規定されていない紛争解決の仕組みについて具体的に規定しています。</p>
<合理的配慮の提供義務について>		
No	意見の内容	意見に対する県の考え方
26	<p>第2章 障害を理由とする差別の禁止の2</p>	<p>ご意見を参考に、意思疎通の分野での合理</p>

	<p>合理的配慮の提供義務についての意見です。</p> <p>「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法）」が5月25日に施行されました。社会は情報であふれています。駅の音声アナウンス、大学の講義、病院での診察、テレビ番組の出演者の声など、当たり前前に情報を得られる人たちにとっては些細なことかもしれません。しかし、聴覚に障害にある方にとって、これらの情報はどれ一つとして取りこぼしたくない大切な情報です。手話、要約筆記の推進を図る中で、さらなる合理的配慮の提供をお願いします。</p>	<p>合理的配慮の提供が進むよう、第4章「共生社会の実現に向けた施策の推進等」において障害の特性に応じた意思疎通の方法が普及するよう必要な施策を講ずる旨規定しています。</p>
27	<p>合理的という言葉の意味を深く考察すべき。この合理的という言葉中には多数者の論理が隠されていないか。</p>	<p>合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものであるとされています。</p> <p>合理的配慮の趣旨について、理解が深まるよう、周知に努めてまいります。</p>
28	<p>「合理的配慮」の規定が不明瞭であり、分かりづらい。</p> <p>具体的な例を用いて、差別する側、受ける側が分かるようにしなければ、周知できない。紛争以前の問題であると考えます。</p>	<p>心身の機能の障害は、その種類や程度によって様々で、必要とされる配慮も人それぞれ異なることから、条例で具体的な記載をすることは困難と考えます。</p> <p>合理的配慮の具体例については、これまでも各種研修等を通じた周知を行っているところですが、条例の周知と合わせて一層の理解が進むよう取り組んでまいります。</p>
29	<p>「障害のある人（障害のある人がその意思を表明することが困難である場合）は、その家族等）から現に社会的障壁の除去</p>	<p>国が定める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即し、障害者の家族のほか、介助者等、コミュニケーションを支</p>

<p>を必要としている旨の意思の表明があった場合において」とありますが、「その支援者等」とすべきではないでしょうか。障害者の代理は家族という根強い思い込みがありますが、本人の信頼する専門性を持つ支援者が、本人を主体として動くことが大切だと思います。</p>	<p>援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むものであり、当該趣旨の理解が進むよう努めてまいります。</p>
--	--

【第3章「障害を理由とする差別を解消するための体制」に関するもの】 11件

<p><相談体制について></p>		
No	意見の内容	意見に対する県の考え方
30	<p>第1節によると、県は市町で対応困難な事案についてのみ対応するかのように読み取れます。</p> <p>また第2節をみると、障害当事者やその家族その他の関係者は、市町に相談をしても解決が見込めない時に知事にあっせんを求めることができるかと書かれています。</p> <p>つまり、当事者や家族、関係者が直接県に相談できるしくみになっていないのではないかと思います。</p> <p>内閣府の障害者政策委員会の議事資料を読むと「国、都道府県にも市町村にもワンストップの相談窓口を期待」と書かれています。差別にあった当事者の立場を考えますと、必要に応じて国、県、市町のどのレベルにも相談ができて、かつそれぞれのレベルでワンストップ相談窓口が設置されていることが望ましいと考えます。そのことを念頭においた内容にすべきと考えます。</p>	<p>県と市町は、適切な役割分担の下、相談窓口等との連携・協力により業務を行うことで、障害者差別の解消に向けて効率的かつ効果的に対応できるものと考えています。</p> <p>県では、相談者にとって身近な市町が一次的な窓口の役割を担い、市町で解決困難な事案については県が対応することとしており、本条例において、県による相談対応を経ても解決しないときは、障害者は知事にあっせんを求めることができる仕組みとしています。</p> <p>なお、国の法見直しや基本方針の改定議論においても、国、県、市町の役割分担に応じた相談対応の在り方や、住民に身近な市町が相談に応じることの重要性が意見されています。</p>
<p><紛争の解決のための体制について></p>		
No	意見の内容	意見に対する県の考え方
31	<p>紛争解決に際しては、本人への十分なコミュニケーション保障が図られるべきですが、その記載がありません。</p>	<p>ご意見を参考に、第4章「共生社会の実現に向けた施策の推進等」において、障害者が円滑に意思疎通を図ることができるよう必要な施</p>

	<p>聴覚障害者であれば、手話や要約筆記の保障が合理的配慮ですし、知的や発達障害者の場合もコミュニケーション支援が必要です。</p>	<p>策を講ずる旨規定しています。</p> <p>また、多様な障害特性や障害特性に応じた配慮の理解が進むよう取り組んでまいります。</p>
32	<p>第2章において示されている通り、県と事業者双方に差別の禁止や合理的配慮の提供義務を定めているが、紛争解決の勧告・公表については事業者のみ記載があり、県の記載がないのは不適當ではないでしょうか。県の行う事務においても紛争解決の手続きがされるべきであり、その対象として明記されるべきであると考えます。</p>	<p>県の行う事務については、行政不服審査法や服務規程である県職員対応要領に基づいて対応することとしています。</p>
33	<p>「同一の事案について、過去にあっせんの求めを行ったことがあるとき」はあっせんを求めることができないとしている点について、「同一の事案」で「過去あっせんの求めを行った」にもかかわらず状況が変わらなかった場合どうするのか不明確です。</p>	<p>あっせん以外の方法によることが考えられます。</p>
34	<p>紛争事案の当事者及び関係者は、正当な理由がある場合を除き、知事による事実の調査に協力しなければならないとしている点について、「正当な理由」の内容が不明確であり、明示が必要と考えます。</p>	<p>正当な理由に該当するかどうかの判断について一律に規定することは困難と考えます。</p>
35	<p>調査を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、当事者又は関係者の請求があったときは提示しなければならないとしている点について、請求無くとも調査時は提示必要と考えます。「請求があったとき」とする理由を条例内に明示が必要と考えます。</p>	<p>当該記載については見直しを行い、条文記載はしないこととしましたが、県の職員が調査を行うこととなるため、調査の際には職員証の提示を行います。</p>
36	<p>知事は、「あっせんの求めを行った者が、自らあっせんの求めを取り下げる意思を示した場合等、あっせんの必要がないと認めるとき」等の場合を除き、調整委員会に対し、あっせんを付託することとしている点について、「自らあっせんの求めを取り下げる意</p>	<p>あっせんの付託に係る除外規定について条例素案の見直しを行い、「あっせんの求めを行った者が、自らあっせんの求めを取り下げる意思を示した場合等」の例示を規定しないこととしました。</p> <p>ご意見については、条例の運用に当たり、留</p>

	思を示した」のが他者からの強要だった場合等の具体的対策が不十分です。	意してまいります。
37	<p>調整委員会は、知事に対し、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができるとしている点について、なぜ「勧告することを求める」ではなく「勧告することを求めることができる」（「求めない場合もある」と読める）なのか不明です。</p> <p>求める求めないの判断基準と「勧告することを求めない場合」の対応の明示が必要なはずです。</p>	<p>委員会に対し勧告の求めという行為の権限を付与する趣旨で「勧告することを求めることができる」との規定としています。</p> <p>勧告の求めを行うかどうかは委員会の判断する事項であり、判断基準を明示することは困難と考えています。</p>
38	<p>知事は、必要があると認めるときは、事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することができるとしている点について、「必要があると認めるとき」の基準が不明確です。</p> <p>知事判断で必要不要の判断がされるのは適切ではありません。</p> <p>当該語句の削除、又は必要があると認める際の根拠の明示が必要です。</p> <p>又、なぜ「勧告する」ではなく「勧告することができる」（「しない場合もある」と読める）なのか不明です。</p> <p>するしないの判断基準と「勧告しない場合」の対応の明示が必要なはずです。</p>	<p>当該規定については見直しを行い、知事は、委員会から勧告の求めがあった場合には、「勧告するものとする」との規定としています。</p> <p>なお、勧告の権限は知事に属するとの趣旨で「必要があると認めるとき」と規定していません。</p>
39	<p>知事は、事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができるとしている点について、なぜ「公表する」ではなく「公表することができる」（「しない場合もある」と読める）なのか不明です。</p> <p>するしないの判断基準と「公表しない場合」の対応の明示が必要なはずです。</p>	<p>知事の権限において公表することが適当であるか等を判断する趣旨の規定としております。</p> <p>また、様々な事案が想定されるため、条例において公表についての判断基準を明示することは困難と考えます。</p> <p>なお、公表しない場合の対応について規定はしませんが、障害者が必要とされる場合には、引き続き相談対応を行います。</p>
40	委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めるとしている点について、知	委員会は、県の条例に基づき、知事の附属機関として設置することから、知事が委員を任

<p>事の任命ではなく、知事から独立した人選による委員会とすべきと考えます。</p>	<p>命することとしています。</p>
--	---------------------

【第4章「共生社会の実現に向けた施策の推進等」に関するもの】6件

<p><相談体制について></p>		
No	意見の内容	意見に対する県の考え方
41	<p>「幼児期からの障害理解の機会の確保」の教育機会の確保について 前文において、『外見からは分かりにくい障害のために周囲の理解が得られず苦しんでいる人や、身体障害者手帳等の交付には至らないものの日常生活や社会生活の中で困難を余儀なくされている人も、少なくない。』とあるとおり、学童期に入り困難が顕在化する発達障害（ASD/ADHD/LD等）も少なくありません。 そのため障害理解の機会として交流だけでなく学習の機会を設けることが、これらの障害（グレーゾーン含む）に起因するいじめの防止観点からも必要であり、明記されるべきであると考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、学校教育における共同学習等を通じた相互理解の促進について規定します。</p>
42	<p>障害者の社会的、政治的活動への参加。スポーツや芸術に絞るのはどうなのか？障害者はスポーツや芸術に秀でていないとダメなのか？日常生活での交流理解を推進すべきではないのか。</p>	<p>本条例では、障害者が自身の生活を豊かにし、自己実現を図る社会参加の機会として、また、障害者と障害者でない人の交流の機会として、文化芸術活動及びスポーツを例示しています。 ご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
43	<p>商店にてトイレ介助をやってもらっていたが、最近上層部の命令で拒否された。ヘルパーが常時ついていないわけではないので、県民一人一人が協力してもらえるように県も推進してもらいたい。 災害時についても上記したような一般県民の協力を県が推進してほしい。</p>	<p>県では、第21条に規定しているとおり、県民誰もが多様な障害の特性を理解し、障害特性に応じた必要な配慮を实践する「あいサポート運動」を県民全体で取り組む県民運動として推進しているところです。 いただいたご意見を参考に、引き続き「あいサポート運動」の推進に努めてまいります。</p>

44	<p>以下の施策について検討いただきたい。 <障がい者の住みよい社会づくり></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新施設建設にあたりバリアフリー事前協議 2. 県営住宅優先入居 3. 多目的トイレの規格の統一 4. 県庁等受付・案内所の障がい者対応 5. JR主要駅の安全対策指導—転落防止対策 6. 点字文書の採択 7. 緊急時、及び災害時のヘルパー体制強化 8. スマホ対応型信号機、及びエスコートゾーン併設 9. 数年に一度の県知事との懇談会 	<p>ご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
45	<p>以下の施策について検討いただきたい。 <障がい者の差別撤廃></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 誘導ブロック上の障害物、及び歩きスマホの禁止 2. 盲導犬利用にあたり、未だ乗車・入店・宿泊拒否があり、これの行政指導 3. 車椅子の使えない地下道が多すぎる 	<p>ご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
46	<p>以下の施策について検討いただきたい。 <障がい者雇用></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 雇用の拡大 2. 雇用率の達成 3. 福祉作業所の賃金アップ 	<p>ご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

【その他】 5件

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
47	<p>本条例の制定後、各条を解説する文書等を作成、公表するご予定はあるでしょうか。本条例を県民に周知、共有するために、条例の内容を分かりやすく解説する文書等の存在が必要と考えます。</p>	<p>県民や事業者には条例の内容を分かりやすく周知するため、リーフレットや解説書を作成することとしています。</p>
48	<p><その他参考事項></p>	<p>ご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

	<p>1. 障がい者年金、及び特別障がい者手当の増額</p> <p>2. 航空料金及び新幹線特急料金の半額化</p> <p>3. 盲人にも使えるスマホの開発</p> <p>4. 電気自動車の音付け義務化</p> <p>5. テレビ・ニュース速報の音声化</p> <p>6. 県内統一タクシー割引券、及び優待バス乗車券の検討</p> <p>7. 子ども食堂の増設</p>	<p>いただきます。</p>
49	<p>共通に言えることだが、各文章の終わりの語句があいまいである。条例であるので明確にする必要があり、断定的であるように語句を補う必要がある。</p>	<p>条例素案では、県の考え方を簡潔にお示しするため、体言止めの表記としている項目があるものです。</p>
50	<p>条例においては、その条例の変更について明示が必要と考えます。</p>	<p>ご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
51	<p>「障害の有無に関わらない雇用の実施」の視点が当該条例文から見い出せず、条例として欠陥があると感じます。</p>	<p>ご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>